

稲敷市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
稲敷市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 教育委員会が実施する業務量管理・健康確保措置 の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

稲敷市で働く教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うものとする。

(2) 稲敷市の現状

○稲敷市では、毎月の在校等時間の調査を行い、校長会において現状について確認しながら、働き方改革の推進に努めてきた。

○こうした取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.20時間	14.5%	1.5%
中学校	月41.03時間	55.1%	0%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で過半数を超えている。特に、中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっている。部活動の地域展開を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を令和11年度に100%にする。(年度ごとに、月45時間を上回る割合を減少し、0%としていく。)
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前年度比で減少させる。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 教育委員会が実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【イ 学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等、各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 下校時における児童クラブへの教育職員の送りの現状を把握し、対応を検討する。
- 児童生徒が補導された時の対応については、原則、保護者に委ねることとする。補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案については、教育委員会顧問弁護士の相談案件として扱う。

【ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 調査・統計等への回答・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮、見守り活動について、学校運営協議会と連携を図る。
- 校内清掃の対応について、学校運営協議会と連携を図り、ボランティア等による校内清掃対応の推進に努め、教員の事務処理対応時間の確保につなげる。
- 部活動について、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員等の配置拡充等を進める。

【ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- 授業準備や採点作業等を補助する業務を、学校教育支援員等の業務内容に位置づけていく。
- ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況について把握し、その他の目標について検証する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。